

# 請 願 審 査 資 料

3年請願第9号

ゆめアール大橋跡地に  
児童館を設置することについて

令和3年8月16日

こども未来局



## 1. 請願事項

### 3年請願第9号 ゆめアール大橋跡地に児童館を設置することについて

(請願者：弁護士法人福岡南法律事務所 徳永 由華 外1,992人)

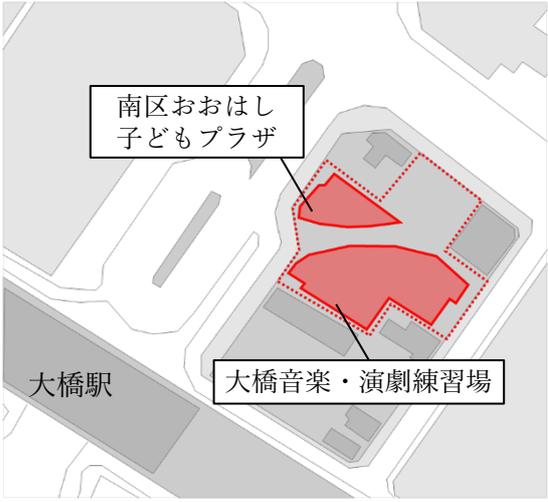
福岡市南区大橋一丁目に所在するゆめアール大橋、南区子どもプラザ等が閉鎖された後、同所跡地において、児童福祉法第40条に定める児童館を設置すること。

## 2. ゆめアール大橋の概要

ゆめアール大橋については、塩原区画整理事務所跡地の当面の活用策として、平成17年3月に、おおはし子どもプラザ及び大橋音楽・演劇練習場を設置した。

両施設とも施設の恒久化が課題であったが、南市民センター改修にあわせて複合化することにより、機能や利便性が向上すること、施設の恒久化が図られることなどから総合的に判断し、改修計画にあわせ、令和4年8月に移転・集約することとした。

### 【ゆめアール大橋の概要】

所在地 (地番)	南区大橋一丁目32番	
土地面積	公簿面積 2,500.01 m <sup>2</sup>	
用途地域	商業地域	
容積率	400%	
建ぺい率	80%	

## 3. 跡地に係る取り組み

令和2年9月議会において、「ゆめアール大橋施設が移転した後の跡地については、同施設の恒久化や機能強化等に係る財源の確保を図るため、売却を基本とする」旨報告している。

この方向性に基づき、ゆめアール大橋の跡地の売却に係る検討を進めている。

#### 4. 請願に対する福岡市の考え方

児童館は、児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設であり、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とした施設である。福岡市においては、児童館の機能を有する「中央児童会館」を、市内全域から利用できるよう交通利便性の高い中央区今泉に設置している。

中央児童会館では、常設の「遊び・体験・交流の場」を提供するとともに、クラブ活動や親子遊び等の月例行事、季節のイベントなど、様々な催しを実施している。また、地域で行われている子育て支援活動のサポートや出前児童館を実施するなど、館内活動にとどまらず、館外において地域や関係機関と連携した活動も行っている。

さらに、本市においては、中央児童会館のほか、市内各所の子どもプラザ、公民館における子育て交流サロン、学校の校庭で実施するわいわい広場や昼間校庭開放、保育園の園庭開放など、様々な空間や場所を活用するとともに、地域における子ども育成活動への支援など地域や団体とも連携しながら、子どもたちの発達段階に応じた事業等を身近な地域において展開している。

引き続き、既存の施設や事業を十分に活用しながら、子どもたちの遊びや活動の場を確保するとともに、地域全体で子どもを見守り育む各種施策に取り組むことにより、子どもたちの健やかな成長を支援していく。

## ＜参考 1＞ 福岡市立中央児童会館の概要

- 1 根拠法令 児童福祉法，福岡市立児童館条例
- 2 目的 児童の心身ともに健やかな育成を図る。
- 3 所在地 福岡市中央区今泉一丁目 19 番 22 号
- 4 設置日 昭和 45 年 1 月 20 日
- 5 対象者 おおむね 18 歳未満の児童及びその保護者 等
- 6 利用時間 午前 9 時から午後 9 時まで  
(子どもプラザ、一時預かり室の利用は午後 6 時まで)
- 7 休館日 毎週月曜日 (国民の祝日の場合はその翌日)  
毎月月末 (日曜日又は国民の祝日の場合はその翌日)  
年末年始 (12 月 28 日から 1 月 3 日まで)
- 8 管理運営 平成 18 年度から指定管理者制度を導入  
平成 26～27 年度 現地建替えのため一時休館  
平成 28 年度 新施設供用開始
- 9 施設の概要 構造 鉄骨造 地上 8 階 (7 階及び屋上) のうち、5～7 階  
及び屋上の一部  
5 階 子どもプラザ、一時預かり室、児童体育室、事務室  
6 階 交流スペース、事務室等  
7 階 集会室、多目的ルーム、音楽室、工芸室、学習室  
屋上 屋上広場  
面積 専有延床面積 約 1,980 m<sup>2</sup> (屋上含む。)
- 10 事業内容
  - (1) 児童の健康を増進し、情操を豊かにするための遊戯施設等を提供すること。
  - (2) 健全な遊びを通し、児童の集団的、個別的指導を行うこと。
  - (3) 児童の保護者に育児のための便宜を提供すること。
  - (4) 児童の健全育成に関わる個人及び各種団体に児童館の施設を利用させ、その活動を推進すること。
  - (5) その他児童館の設置の目的達成に必要なこと。

### 11 利用状況

(単位：人)

年度	乳幼児	小学生	中学生	高校生	引率	保護者	その他	諸室の専用 利用	合計
R1	44,975	16,517	4,687	8,543	39	41,753	331	17,114	133,959
R2	17,539	7,486	4,071	8,725	14	15,971	266	2,669	56,741

## ＜参考2＞ 地域における子どもの遊びや活動の場に関する主な取り組み

### ○中央児童会館の館外活動

出前児童館などの館外活動として、公民館や各区の体育館等に出向き、乳幼児親子や小中学生など、子どもたちの発達段階に応じた遊びのプログラムを提供。

※利用者数（実施回数）：令和元年度 4,611 人（85 回）、2 年度 1,792 人（68 回）

### ○子どもプラザ（14 箇所）

乳幼児親子がいつでも自由に利用でき、子育てに関する相談や情報交換ができる常設の遊び場として、また、地域の子育て活動を支援する拠点として、学校の余裕教室、民間ビル、商業施設など、様々な既存施設を活用して開設。

※利用者数：令和元年度 319,903 人、2 年度 115,151 人

### ○子育て交流サロン（156 箇所）

地域の見守りのもと、公民館等を活用して乳幼児親子が気軽に集える「子育て交流サロン」の開設や運営を支援。

※利用者数：令和元年度 59,319 人、2 年度 21,676 人

### ○保育園の園庭開放（167 箇所）

地域の子育て世帯における親子の遊び場及び保育園児との交流の場を提供するために、保育園の園庭を開放。

### ○わいわい広場（137 箇所）

小学校施設を活用し、放課後などに、自由に安心して遊びや活動ができる場や機会を提供。

※利用者数：令和元年度 272,700 人、2 年度 239,086 人

### ○昼間校庭開放（138 箇所）

土・日曜日等の学校休業日の昼間に、小学校の校庭を子どもの安全なあそび場として開放。

※利用者数：令和元年度 225,103 人、2 年度 76,466 人

### ○若者の居場所（17 箇所）

中高生を中心とした若者が誰でも気軽に立ち寄り、自由な時間を過ごすことができる「フリースペースてい〜んず」を運営するほか、地域で「若者の居場所」を開設・運営する団体への支援を行う。

## ○地域子ども育成事業

子ども会育成連合会や青少年育成連合会などが実施する地域における子ども育成活動に対し、研修講師や遊びの達人を派遣するほか、子どもたちが自主的に企画・実施する行事や活動に対し助成を行う。

※研修講師派遣事業実施件数： 令和元年度 35 件、 2 年度 13 件

※遊びの達人派遣事業実施件数： 令和元年度 57 件、 2 年度 22 件

※子どもの夢応援事業補助金交付件数： 令和元年度 30 件、 2 年度 11 件